

佐賀県国民保護計画 新旧対照表

該当部分	項目名	変更前	変更後
P1-7 第1編 第3章	4 道路の 位置等	<p>(1) 高規格幹線道路</p> <p>県東部の鳥栖市及び三養基郡基山町を九州縦貫自動車道が南北に通る、鳥栖市にある鳥栖ジャンクションから東へ大分自動車道、西へ長崎自動車道の九州横断自動車道が分岐している。また、長崎自動車道の武雄ジャンクションから長崎県北部の佐世保市に向かって西九州自動車道（国道497号）が伸びている。（なお、この高規格幹線道路は松浦半島を巡って、本県伊万里市や唐津市を經由して福岡県福岡市を結ぶ計画になっている。）</p> <p>なお、県内にはインターチェンジが7ヶ所（鳥栖 I.C.、東脊振 I.C.、佐賀大和 I.C.、多久 I.C.、武雄北方 I.C.、武雄南 I.C.、嬉野 I.C.）あり、それぞれに県内の主要な国道等がアクセスしている。</p>	<p>(1) 高規格幹線道路</p> <p>県東部の鳥栖市及び三養基郡基山町を九州縦貫自動車道が南北に通る、鳥栖市にある鳥栖ジャンクションから東へ大分自動車道、西へ長崎自動車道の九州横断自動車道が分岐している。また、長崎自動車道の武雄ジャンクションから長崎県北部の佐世保市に向かって西九州自動車道（国道497号）が伸びている。（なお、この高規格幹線道路は松浦半島を巡って、本県伊万里市や唐津市を經由して福岡県福岡市を結ぶ計画になっている。）</p> <p>なお、県内にはインターチェンジが8ヶ所（鳥栖 I.C.、東脊振 I.C.、佐賀大和 I.C.、<u>小城スマート I.C.</u>、多久 I.C.、武雄北方 I.C.、武雄南 I.C.、嬉野 I.C.）あり、それぞれに県内の主要な国道等がアクセスしている。</p>
P1-9 第1編 第3章	5 鉄道、 空港、港湾 等の位置等	<p>(4) 自衛隊施設</p> <p>自衛隊施設は、県中東部の神埼郡吉野ヶ里町に目達原駐屯地があり、陸上自衛隊西部方面隊の九州補給処並びに西部方面後方支援隊及び西部方面通信群第102基地システム通信大隊第321基地通信中隊が配備されている。</p> <p>また、航空部隊として西部方面航空隊の第3対戦車ヘリコプター隊、西部方面ヘリコプター隊及び第4師団第4飛行隊が配備されている。</p> <p>さらに、鳥栖市には鳥栖分屯地があり、九州補給処の下部機関である鳥栖燃料支処が置かれている。</p> <p>その他、脊振山山頂に航空自衛隊西部航空警戒管制団第43警戒群が配備されている。</p> <p>なお、本県における災害派遣及び国民保護等派遣は、福岡県久留米市の陸上自衛隊第4師団第4特科連隊（東部地区における災害派遣は九州補給処が担任）、長崎県佐世保市の海上自衛隊佐世保地方総監部防衛部第3幕僚室及び福岡県春日市の航空自衛隊西部航空方面隊司令部防衛部運用課が担任している。</p>	<p>(4) 自衛隊施設</p> <p>自衛隊施設は、県中東部の神埼郡吉野ヶ里町に目達原駐屯地があり、陸上自衛隊西部方面隊の九州補給処並びに西部方面後方支援隊及び西部方面システム通信群第321基地通信中隊及び映像写真小隊空中伝送班、西部方面警務隊の第134地区警務隊目達原派遣隊が配備されている。</p> <p>また、航空科部隊として西部方面航空隊の第1戦闘ヘリコプター隊、西部方面ヘリコプター隊、西部方面管制気象隊第1派遣隊及び第4師団第4飛行隊が配備されている。</p> <p>さらに、鳥栖市には鳥栖分屯地があり、九州補給処の下部機関である鳥栖燃料支処が置かれている。</p> <p>その他、脊振山山頂に脊振山分屯基地があり、航空自衛隊西部航空警戒管制団第43警戒隊が配備されている。</p> <p>なお、本県における災害派遣及び国民保護等派遣は、福岡県久留米市の陸上自衛隊西部方面混成団（西部地区における災害派遣）、九州補給処（東部地区における災害派遣）、長崎県大村市の第16普通科連隊（国民保護派遣）、長崎県佐世保市の海上自衛隊佐世保地方総監部防衛部第3幕僚室及び福岡県春日市の航空自衛隊西部航空方面隊司令部防衛部運用課が担任している。</p>
P1-10 第1編 第3章	5 鉄道、 空港、港湾 等の位置等	<p>(5) その他</p> <p>ア 原子力発電所</p> <p>県西北部の東松浦郡玄海町に九州電力㈱玄海原子力発電所があり1号機から4号機の4基の加圧水型軽水炉と呼ばれる原子炉が立地している（1号機については廃止）。</p> <p><u>2号機の最大発電量は55万9千kw</u>、3号機及び4号機の最大発電量は118万kwであり、<u>3基合計の最大発電量は291万9千kw</u>となっている。</p> <p>用語解説 加圧水型軽水炉…（略） なお、玄海原子力発電所の各原子炉の出力は、1、2号機が各55万9,000kw、3、4号機が各118万kwとなっています。</p>	<p>(5) その他</p> <p>ア 原子力発電所</p> <p>県西北部の東松浦郡玄海町に九州電力㈱玄海原子力発電所があり1号機から4号機の4基の加圧水型軽水炉と呼ばれる原子炉が立地している（1号機及び2号機については廃止）。</p> <p>3号機及び4号機の最大発電量は118万kwであり、<u>2基合計の最大発電量は236万kw</u>となっている。</p> <p>用語解説 加圧水型軽水炉…（略） なお、玄海原子力発電所の各原子炉の出力は、<u>廃止の1</u>、2号機が各55万9,000kw、3、4号機が各118万kwとなっています。</p>
P1-10 第1編 第3章	5 鉄道、 空港、港湾 等の位置等	<p>ウ 米軍基地</p> <p><u>本県の米軍基地としては、県中北部の神埼市の脊振山に米軍脊振山通信施設が設置されている。</u></p> <p><u>また、</u>長崎県佐世保市には佐世保海軍施設が所在している。</p>	<p>ウ 米軍基地</p> <p><u>県内にはないが、</u>長崎県佐世保市には佐世保海軍施設が所在している。</p>

P1-15
第1編
第4章

2 県対策
本部関係機
関の連絡先

【県関係機関】

名称	担当部署	所在地	(T)電話 (F)FAX (E)e-mail	その他の 連絡方法
佐賀県知事 (県対策本部長)	政策部 秘書課	〒840-8570 佐賀市城内一丁目1番 59号	T 0952-25-7007 F 0952-25-7288 E hisho@pref.saga.lg.jp	
副知事 (県対策副本部長)	政策部 秘書課	同上	T 0952-25-7007 F 0952-25-7288 E hisho@pref.saga.lg.jp	
県教育長	県教育庁 教育総務課	同上	T 0952-25-7398 F 0952-25-7281 E kyouiku-soumu@pref.saga.lg.jp	
佐賀県警察本部長	警備部 警備第二課	〒840-8540 佐賀市松原一丁目1番 16号	T 0952-24-1111 (内5784) F 0952-29-7709 E	
政策部長	<u>消防防災課</u>	〒840-8570 佐賀市城内一丁目1番 59号	T 0952-25-7026 F 0952-25-7262 E shouboubousai@pref.saga.lg.jp	
危機管理・報道局長	<u>危機管理・報道課</u>	同上	T 0952-25-7008 F 0952-25-7289 E kikikanri-houdou@pref.saga.lg.jp	
県民環境部長	県民協働課	同上	T 0952-25-7244 F 0952-25-7561 E kenminkyoudou@pref.saga.lg.jp	
文化・スポーツ交流局長	さが創生推進課	同上	T 0952-25-7506 F 0952-25-7423 E sagasousei@pref.saga.lg.jp	
健康福祉部長	<u>福祉課</u>	同上	T 0952-25-7052 F 0952-25-7264 E fukushi@pref.saga.lg.jp	
産業労働部長	<u>産業企画課</u>	同上	T 0952-25-7251 F 0952-25-7290 E sangyoukikaku@pref.saga.lg.jp	
農林水産部長	農政企画課	同上	T 0952-25-7587 F 0952-25-7465 E nouseikikaku@pref.saga.lg.jp	
男女参画・子ども局長	<u>福祉課</u>	同上	T 0952-25-7052 F 0952-25-7264 E fukushi@pref.saga.lg.jp	
県土整備部長	県土企画課	同上	T 0952-25-7258 F 0952-25-7275 E kendokikaku@pref.saga.lg.jp	
地域交流部長	さが創生推進課	同上	T 0952-25-7506 F 0952-25-7423 E sagasousei@pref.saga.lg.jp	
総務部長	法務私学課	同上	T 0952-25-7217 F 0952-25-0629 E houmu-sigaku@pref.saga.lg.jp	

【県関係機関】

名称	担当部署	所在地	(T)電話 (F)FAX (E)e-mail	その他の 連絡方法
佐賀県知事 (県対策本部長)	政策部 秘書課	〒840-8570 佐賀市城内一丁目1番 59号	T 0952-25-7007 F 0952-25-7288 E hisho@pref.saga.lg.jp	
副知事 (県対策副本部長)	政策部 秘書課	同上	T 0952-25-7007 F 0952-25-7288 E hisho@pref.saga.lg.jp	
県教育長	県教育庁 教育総務課	同上	T 0952-25-7398 F 0952-25-7281 E kyouiku-soumu@pref.saga.lg.jp	
佐賀県警察本部長	警備部 警備第二課	〒840-8540 佐賀市松原一丁目1番 16号	T 0952-24-1111 (内5784) F 0952-29-7709 E	
政策部長	<u>危機管理防災課</u>	〒840-8570 佐賀市城内一丁目1番 59号	T 0952-25-7362 F 0952-25-7262 E kikikanribousai@pref.saga.lg.jp	
危機管理・報道局長	<u>報道課</u>	同上	T 0952-25-7008 F 0952-25-7289 E houdou@pref.saga.lg.jp	
県民環境部長	県民協働課	同上	T 0952-25-7244 F 0952-25-7561 E kenminkyoudou@pref.saga.lg.jp	
文化・スポーツ交流局長	さが創生推進課	同上	T 0952-25-7506 F 0952-25-7423 E sagasousei@pref.saga.lg.jp	
健康福祉部長	<u>健康福祉政策課</u>	同上	T 0952-25-7052 F 0952-25-7264 E kenkoufukushiseisaku@pref.saga.lg.jp	
産業労働部長	<u>産業政策課</u>	同上	T 0952-25-7251 F 0952-25-7290 E sangyouseisaku@pref.saga.lg.jp	
農林水産部長	農政企画課	同上	T 0952-25-7587 F 0952-25-7465 E nouseikikaku@pref.saga.lg.jp	
男女参画・子ども局長	<u>健康福祉政策課</u>	同上	T 0952-25-7052 F 0952-25-7264 E kenkoufukushiseisaku@pref.saga.lg.jp	
県土整備部長	県土企画課	同上	T 0952-25-7258 F 0952-25-7275 E kendokikaku@pref.saga.lg.jp	
地域交流部長	さが創生推進課	同上	T 0952-25-7506 F 0952-25-7423 E sagasousei@pref.saga.lg.jp	
総務部長	法務私学課	同上	T 0952-25-7217 F 0952-25-0629 E houmu-sigaku@pref.saga.lg.jp	

P2-2, 3
第2編
第1章
第1節

1 県の各部等における平素の業務

【県の各部等における平素の主な業務】

部等名	平素の主な業務
政策部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県国民保護計画に関すること ・ 県国民保護協議会の運営に関すること ・ 国、市町及び指定（地方）公共機関との連絡調整に関すること ・ 情報の収集、伝達体制及び伝達手段の整備に関すること ・ 事態の状況に応じた組織体制の整備に関すること ・ 避難施設の指定に関すること ・ 安否情報の収集体制の整備に関すること ・ 特殊標章等の交付に関すること ・ 広報体制の整備に関すること ・ 国民保護に係る啓発に関すること ・ 国民保護措置についての訓練に関すること
県民環境部	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>避難施設の運営体制の整備</u>に関すること ・ <u>災害時要援護者の安全確保及び支援体制の整備</u>に関すること ・ ボランティア活動に関すること ・ 廃棄物処理に関すること
健康福祉部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難施設の運営体制の整備に関すること ・ 災害時要援護者の安全確保及び支援体制の整備に関すること ・ 医療救護の措置支援に関すること ・ 医薬品、飲料水並びに生活必需品等の備蓄及び供給体制の整備に関すること ・ 赤十字標章等の交付等に関すること ・ 死体の処理並びに埋葬及び火葬に関すること ・ 感染症の予防及び防疫に関すること ・ 被災者の健康管理に関すること
産業労働部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 備蓄食料の供給体制の整備に関すること ・ 緊急輸送手段（トラック）の確保に関すること
農林水産部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 備蓄食料の管理に関すること ・ 緊急輸送手段（漁船）の確保に関すること ・ 家畜伝染病の予防及び防疫に関すること
県土整備部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県管理の道路及び河川管理施設の防災対策に関すること ・ 応急仮設住宅の建設資材の調達及び供給体制の整備に関すること ・ 緊急輸送ネットワークの整備に関すること
地域交流部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県管理の港湾施設の防災対策に関すること ・ 佐賀空港関連施設の防災対策に関すること ・ 緊急輸送手段（バス、鉄道、船）の確保に関すること
総務部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県本庁舎、総合庁舎の<u>応急復旧</u>に関すること ・ 職員の健康管理、生活維持に関すること

【県の各部等における平素の主な業務】

部等名	平素の主な業務
政策部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県国民保護計画に関すること ・ 県国民保護協議会の運営に関すること ・ 国、市町及び指定（地方）公共機関との連絡調整に関すること ・ 情報の収集、伝達体制及び伝達手段の整備に関すること ・ 事態の状況に応じた組織体制の整備に関すること ・ 避難施設の指定に関すること ・ 安否情報の収集体制の整備に関すること ・ 特殊標章等の交付に関すること ・ 広報体制の整備に関すること ・ 国民保護に係る啓発に関すること ・ 国民保護措置についての訓練に関すること
県民環境部	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>公民館、社会教育施設等に避難所を開設することについての協力</u>に関すること ・ ボランティア活動に関すること ・ 廃棄物処理に関すること
健康福祉部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難施設の運営体制の整備に関すること ・ 災害時要援護者の安全確保及び支援体制の整備に関すること ・ 医療救護の措置支援に関すること ・ 医薬品、飲料水並びに生活必需品等の備蓄及び供給体制の整備に関すること ・ 赤十字標章等の交付等に関すること ・ 死体の処理並びに埋葬及び火葬に関すること ・ 感染症の予防及び防疫に関すること ・ 被災者の健康管理に関すること
産業労働部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 備蓄食料の供給体制の整備に関すること ・ 緊急輸送手段（トラック）の確保に関すること
農林水産部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 備蓄食料の管理に関すること ・ 緊急輸送手段（漁船）の確保に関すること ・ 家畜伝染病の予防及び防疫に関すること
県土整備部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県管理の道路及び河川管理施設の防災対策に関すること ・ 応急仮設住宅の建設資材の調達及び供給体制の整備に関すること ・ 緊急輸送ネットワークの整備に関すること
地域交流部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県管理の港湾施設の防災対策に関すること ・ 佐賀空港関連施設の防災対策に関すること ・ 緊急輸送手段（バス、鉄道、船）の確保に関すること ・ <u>文化財の保護に関すること</u>
総務部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県本庁舎、総合庁舎の<u>維持管理</u>に関すること ・ 職員の健康管理、生活維持に関すること

出納局	・災害対策関係物品の調達及び出納に関すること
【県教育委員会及び県警察本部における平素の主な業務】	
県教育委員会事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>避難施設の運営体制の整備</u>に関すること ・公立学校等への情報伝達体制の整備に関すること ・教職員の健康管理、生活維持に関すること ・<u>文化財の保護に関すること</u> ・学校における国民保護の啓発に関すること
警察本部	<ul style="list-style-type: none"> ・警備体制の整備に関すること ・交通規制に係る体制整備に関すること ・生活関連等重要施設に係る基礎資料の収集整備に関すること ・関係機関との協力体制の構築に関すること

出納局	・災害対策関係物品の調達及び出納に関すること
【県教育委員会及び県警察本部における平素の主な業務】	
県教育委員会事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>学校に避難所を開設することの協力・調整</u>に関すること ・公立学校等への情報伝達体制の整備に関すること ・教職員の健康管理、生活維持に関すること ・学校における国民保護の啓発に関すること
警察本部	<ul style="list-style-type: none"> ・警備体制の整備に関すること ・交通規制に係る体制整備に関すること ・生活関連等重要施設に係る基礎資料の収集整備に関すること ・関係機関との協力体制の構築に関すること

P2-4, 5 第2編 第1章 第1	2 県職員 の参集基準 等	【県の体制及び職員の参集基準等】		
		組織体制	設置基準	参集基準
		ア 緊急事態情報連絡室	<p>次に掲げる事態に、<u>消防防災課長</u>が必要と認める場合</p> <p>(7) 武力攻撃等の兆候に関する情報があり、他の都道府県に被害が発生するおそれがある場合</p> <p>(イ) 他の都道府県（九州・中国・四国地方の各県を除く）に対して、政府による対策本部を設置すべき旨の通知が行われた事態（自動設置）</p> <p>(ウ) その他、<u>消防防災課長</u>が設置の必要があると認めた事態</p>	<p><u>消防防災課長</u>、<u>危機管理・報道課長</u>及び<u>消防防災課長</u>が必要と認める課並びに現地機関の長で構成し、参集すべき職員は、<u>消防防災課長</u>、<u>危機管理・報道課長</u>及び関係所属長が、それぞれの所属職員の中から指名する。</p>
イ 緊急事態警戒本部	<p>次に掲げる事態に、危機管理・報道局長が必要と認める場合</p> <p>(7) 武力攻撃等の兆候に関する情報があり、県内に被害が発生するおそれがある事態</p> <p>(イ) 中国・四国地方の各県に対して、政府による対策本部を設置すべき旨の通知が行われた事態（自動設置）</p> <p>(ウ) その他、危機管理・報道局長が設置の必要があると認めた事態</p>	<p>危機管理・報道局長、<u>消防防災課長</u>、<u>危機管理・報道課長</u>、<u>広報広聴課長</u>及び危機管理・報道局長が必要と認める課並びに現地機関の長で構成し、参集すべき職員は、<u>消防防災課長</u>、<u>危機管理・報道課長</u>、<u>広報広聴課長</u>及び関係所属長が、それぞれの所属職員の中から指名する。</p>		

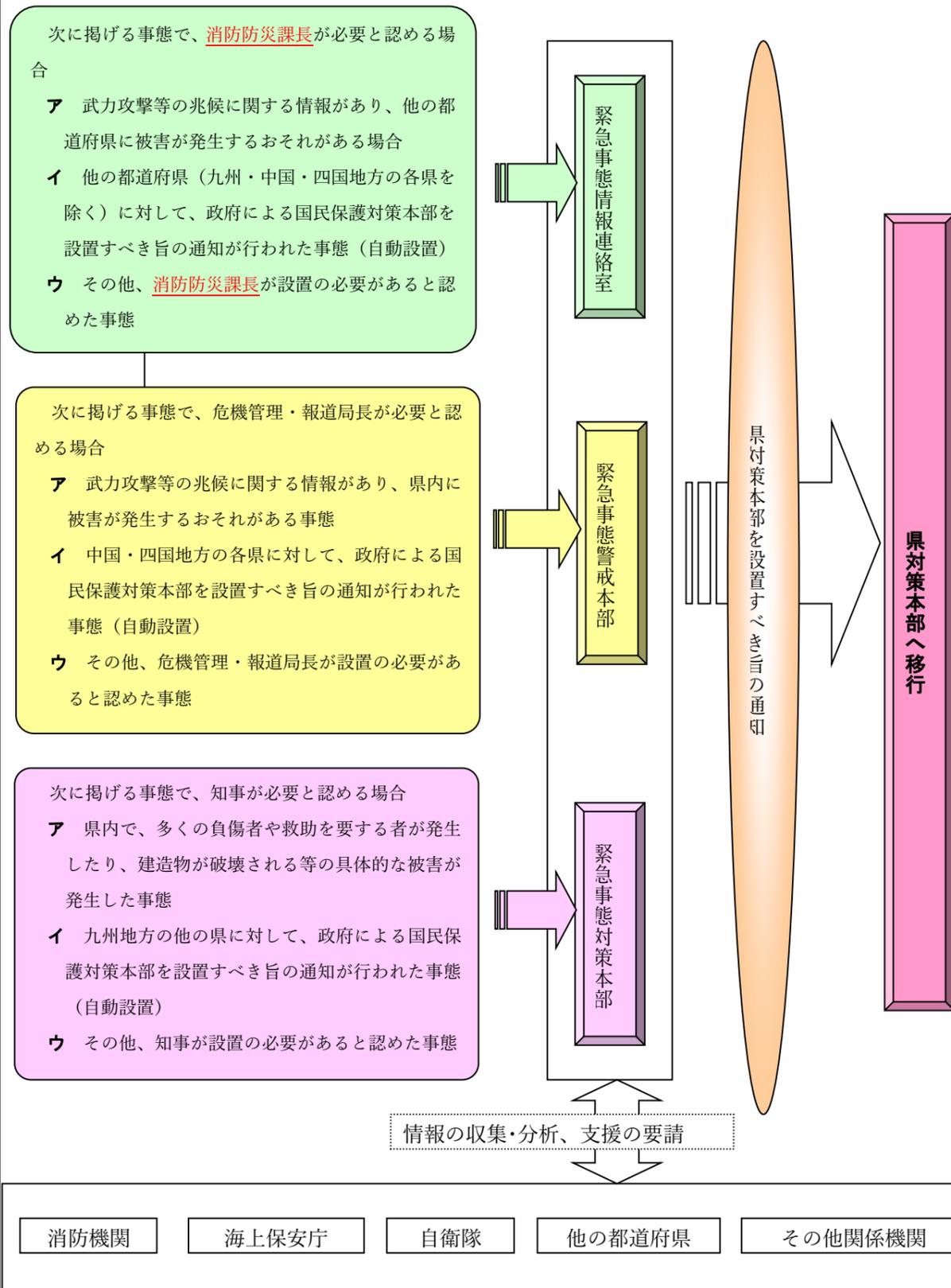
P2-4, 5 第2編 第1章 第1	2 県職員 の参集基準 等	【県の体制及び職員の参集基準等】		
		組織体制	設置基準	参集基準
		ア 緊急事態情報連絡室	<p>次に掲げる事態に、<u>危機管理防災課長</u>が必要と認める場合</p> <p>(7) 武力攻撃等の兆候に関する情報があり、他の都道府県に被害が発生するおそれがある場合</p> <p>(イ) 他の都道府県（九州・中国・四国地方の各県を除く）に対して、政府による対策本部を設置すべき旨の通知が行われた事態（自動設置）</p> <p>(ウ) その他、<u>危機管理防災課長</u>が設置の必要があると認めた事態</p>	<p><u>危機管理防災課長</u>、<u>報道課長</u>及び<u>危機管理防災課長</u>が必要と認める課並びに現地機関の長で構成し、参集すべき職員は、<u>危機管理防災課長</u>、<u>報道課長</u>及び関係所属長が、それぞれの所属職員の中から指名する。</p>
イ 緊急事態警戒本部	<p>次に掲げる事態に、危機管理・報道局長が必要と認める場合</p> <p>(7) 武力攻撃等の兆候に関する情報があり、県内に被害が発生するおそれがある事態</p> <p>(イ) 中国・四国地方の各県に対して、政府による対策本部を設置すべき旨の通知が行われた事態（自動設置）</p> <p>(ウ) その他、危機管理・報道局長が設置の必要があると認めた事態</p>	<p>危機管理・報道局長、<u>危機管理防災課長</u>、<u>報道課長</u>、<u>広報広聴課長</u>及び危機管理・報道局長が必要と認める課並びに現地機関の長で構成し、参集すべき職員は、<u>危機管理防災課長</u>、<u>報道課長</u>、<u>広報広聴課長</u>及び関係所属長が、それぞれの所属職員の中から指名する。</p>		

		<table border="1"> <tr> <td data-bbox="368 113 655 604">ウ 緊急事態対策本部</td> <td data-bbox="655 113 1148 604">次に掲げる事態に、知事が必要と認める場合 (ア) 県内で多くの負傷者や救助を要する者が発生したり、建造物が破壊される等の具体的な被害が発生した事態 (イ) 九州地方の他の県に対して、政府による対策本部を設置すべき旨の通知が行われた事態（自動設置） (ウ) その他、知事が設置の必要があると認めた事態</td> <td data-bbox="1148 113 1605 604">県国民保護対策本部の本部員で構成し、本部要員として参集すべき職員は、<u>消防防災課長</u>、<u>危機管理・報道課長</u>、広報広聴課長及び関係所属長が、それぞれの所属職員の中から指名する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="368 604 655 1367">エ 国民保護対策本部</td> <td data-bbox="655 604 1148 1367">国の事態認定後、内閣総理大臣から国民保護対策本部を設置すべき旨の通知を受けたとき</td> <td data-bbox="1148 604 1605 1367">組織構成は、図3-3-1を参照。 参集すべき職員は、次のとおりとする。 ○ 局地的に甚大な被害が発生し、又は発生するおそれがあるとき ・1/2程度の職員 ○ 県内全域に甚大な被害が発生し、又は、発生するおそれがあるとき ・国民保護措置に従事することができる全職員 ※ 職員の参集配備については、3-11ページに記述しているので参照のこと。 ※ 各種委員会事務局（教育委員会を除く）及び議会事務局の職員は、配備要員の基準には含まないが、各対策班からの必要な応援要請に応えられるよう態勢を整えておく。</td> </tr> </table>	ウ 緊急事態対策本部	次に掲げる事態に、知事が必要と認める場合 (ア) 県内で多くの負傷者や救助を要する者が発生したり、建造物が破壊される等の具体的な被害が発生した事態 (イ) 九州地方の他の県に対して、政府による対策本部を設置すべき旨の通知が行われた事態（自動設置） (ウ) その他、知事が設置の必要があると認めた事態	県国民保護対策本部の本部員で構成し、本部要員として参集すべき職員は、 <u>消防防災課長</u> 、 <u>危機管理・報道課長</u> 、広報広聴課長及び関係所属長が、それぞれの所属職員の中から指名する。	エ 国民保護対策本部	国の事態認定後、内閣総理大臣から国民保護対策本部を設置すべき旨の通知を受けたとき	組織構成は、図3-3-1を参照。 参集すべき職員は、次のとおりとする。 ○ 局地的に甚大な被害が発生し、又は発生するおそれがあるとき ・1/2程度の職員 ○ 県内全域に甚大な被害が発生し、又は、発生するおそれがあるとき ・国民保護措置に従事することができる全職員 ※ 職員の参集配備については、3-11ページに記述しているので参照のこと。 ※ 各種委員会事務局（教育委員会を除く）及び議会事務局の職員は、配備要員の基準には含まないが、各対策班からの必要な応援要請に応えられるよう態勢を整えておく。	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1623 113 1911 604">ウ 緊急事態対策本部</td> <td data-bbox="1911 113 2404 604">次に掲げる事態に、知事が必要と認める場合 (ア) 県内で多くの負傷者や救助を要する者が発生したり、建造物が破壊される等の具体的な被害が発生した事態 (イ) 九州地方の他の県に対して、政府による対策本部を設置すべき旨の通知が行われた事態（自動設置） (ウ) その他、知事が設置の必要があると認めた事態</td> <td data-bbox="2404 113 2884 604">県国民保護対策本部の本部員で構成し、本部要員として参集すべき職員は、<u>危機管理防災課長</u>、<u>報道課長</u>、広報広聴課長及び関係所属長が、それぞれの所属職員の中から指名する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1623 604 1911 1367">エ 国民保護対策本部</td> <td data-bbox="1911 604 2404 1367">国の事態認定後、内閣総理大臣から国民保護対策本部を設置すべき旨の通知を受けたとき</td> <td data-bbox="2404 604 2884 1367">組織構成は、図3-3-1を参照。 参集すべき職員は、次のとおりとする。 ○ 局地的に甚大な被害が発生し、又は発生するおそれがあるとき ・1/2程度の職員 ○ 県内全域に甚大な被害が発生し、又は、発生するおそれがあるとき ・国民保護措置に従事することができる全職員 ※ 職員の参集配備については、3-11ページに記述しているので参照のこと。 ※ 各種委員会事務局（教育委員会を除く）及び議会事務局の職員は、配備要員の基準には含まないが、各対策班からの必要な応援要請に応えられるよう態勢を整えておく。</td> </tr> </table>	ウ 緊急事態対策本部	次に掲げる事態に、知事が必要と認める場合 (ア) 県内で多くの負傷者や救助を要する者が発生したり、建造物が破壊される等の具体的な被害が発生した事態 (イ) 九州地方の他の県に対して、政府による対策本部を設置すべき旨の通知が行われた事態（自動設置） (ウ) その他、知事が設置の必要があると認めた事態	県国民保護対策本部の本部員で構成し、本部要員として参集すべき職員は、 <u>危機管理防災課長</u> 、 <u>報道課長</u> 、広報広聴課長及び関係所属長が、それぞれの所属職員の中から指名する。	エ 国民保護対策本部	国の事態認定後、内閣総理大臣から国民保護対策本部を設置すべき旨の通知を受けたとき	組織構成は、図3-3-1を参照。 参集すべき職員は、次のとおりとする。 ○ 局地的に甚大な被害が発生し、又は発生するおそれがあるとき ・1/2程度の職員 ○ 県内全域に甚大な被害が発生し、又は、発生するおそれがあるとき ・国民保護措置に従事することができる全職員 ※ 職員の参集配備については、3-11ページに記述しているので参照のこと。 ※ 各種委員会事務局（教育委員会を除く）及び議会事務局の職員は、配備要員の基準には含まないが、各対策班からの必要な応援要請に応えられるよう態勢を整えておく。
ウ 緊急事態対策本部	次に掲げる事態に、知事が必要と認める場合 (ア) 県内で多くの負傷者や救助を要する者が発生したり、建造物が破壊される等の具体的な被害が発生した事態 (イ) 九州地方の他の県に対して、政府による対策本部を設置すべき旨の通知が行われた事態（自動設置） (ウ) その他、知事が設置の必要があると認めた事態	県国民保護対策本部の本部員で構成し、本部要員として参集すべき職員は、 <u>消防防災課長</u> 、 <u>危機管理・報道課長</u> 、広報広聴課長及び関係所属長が、それぞれの所属職員の中から指名する。													
エ 国民保護対策本部	国の事態認定後、内閣総理大臣から国民保護対策本部を設置すべき旨の通知を受けたとき	組織構成は、図3-3-1を参照。 参集すべき職員は、次のとおりとする。 ○ 局地的に甚大な被害が発生し、又は発生するおそれがあるとき ・1/2程度の職員 ○ 県内全域に甚大な被害が発生し、又は、発生するおそれがあるとき ・国民保護措置に従事することができる全職員 ※ 職員の参集配備については、3-11ページに記述しているので参照のこと。 ※ 各種委員会事務局（教育委員会を除く）及び議会事務局の職員は、配備要員の基準には含まないが、各対策班からの必要な応援要請に応えられるよう態勢を整えておく。													
ウ 緊急事態対策本部	次に掲げる事態に、知事が必要と認める場合 (ア) 県内で多くの負傷者や救助を要する者が発生したり、建造物が破壊される等の具体的な被害が発生した事態 (イ) 九州地方の他の県に対して、政府による対策本部を設置すべき旨の通知が行われた事態（自動設置） (ウ) その他、知事が設置の必要があると認めた事態	県国民保護対策本部の本部員で構成し、本部要員として参集すべき職員は、 <u>危機管理防災課長</u> 、 <u>報道課長</u> 、広報広聴課長及び関係所属長が、それぞれの所属職員の中から指名する。													
エ 国民保護対策本部	国の事態認定後、内閣総理大臣から国民保護対策本部を設置すべき旨の通知を受けたとき	組織構成は、図3-3-1を参照。 参集すべき職員は、次のとおりとする。 ○ 局地的に甚大な被害が発生し、又は発生するおそれがあるとき ・1/2程度の職員 ○ 県内全域に甚大な被害が発生し、又は、発生するおそれがあるとき ・国民保護措置に従事することができる全職員 ※ 職員の参集配備については、3-11ページに記述しているので参照のこと。 ※ 各種委員会事務局（教育委員会を除く）及び議会事務局の職員は、配備要員の基準には含まないが、各対策班からの必要な応援要請に応えられるよう態勢を整えておく。													
P2-5 第2編 第1章 第1	同上	<p>(5) 緊急初動班の設置</p> <p>武力攻撃事態の発生により、電話が途絶した状況の中で国民保護対策本部が設置されることとなった場合、初動時の情報収集等に当たらせるため、必要に応じて、危機管理・報道局長の指示により緊急初動班を設置する。</p> <p>緊急初動班長は、<u>消防防災課長</u>をもってあて、危機管理・報道局長と緊密に連絡をとりながら緊急初動班を指揮し、次に掲げる主な業務や危機管理・報道局長から指示のあった事項について、臨機に対応する。</p>	<p>(5) 緊急初動班の設置</p> <p>武力攻撃事態の発生により、電話が途絶した状況の中で国民保護対策本部が設置されることとなった場合、初動時の情報収集等に当たらせるため、必要に応じて、危機管理・報道局長の指示により緊急初動班を設置する。</p> <p>緊急初動班長は、<u>危機管理防災課長</u>をもってあて、危機管理・報道局長と緊密に連絡をとりながら緊急初動班を指揮し、次に掲げる主な業務や危機管理・報道局長から指示のあった事項について、臨機に対応する。</p>												

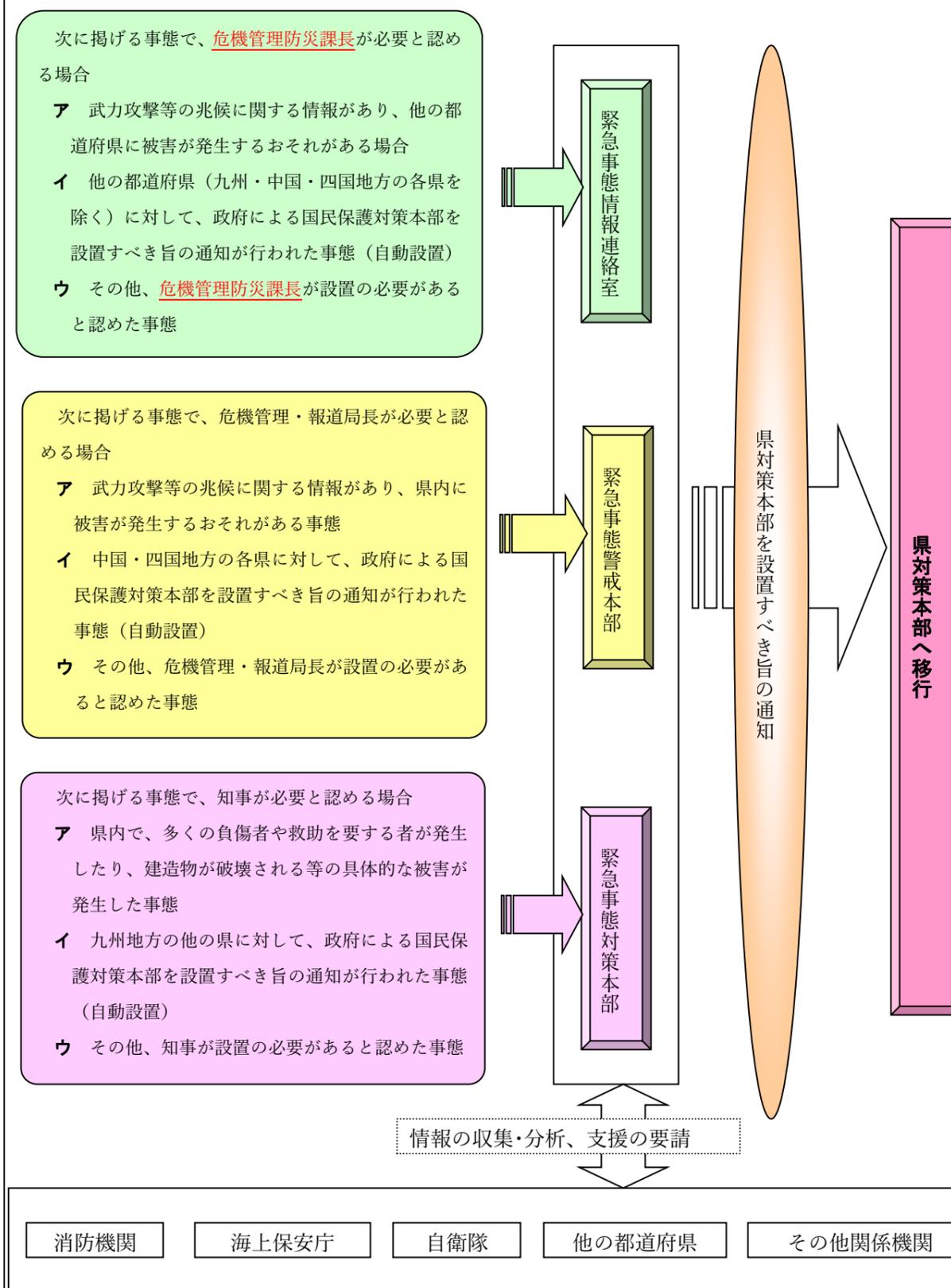
<p>P3-2 第3編 第1章</p>	<p>1 緊急事態情報連絡室の設置</p>	<p>(1) 設置基準 緊急事態情報連絡室は、次の場合に設置する。</p> <p>本県に対して、政府による県対策本部を設置すべき旨の通知が行われる前の段階であって、次に掲げる事態で、<u>消防防災課長</u>が必要と認める場合</p> <p>ア 武力攻撃等の兆候に関する情報があり、他の都道府県に被害が発生するおそれがある場合 イ 他の都道府県（九州・中国・四国地方の各県を除く）に対して、政府による国民保護対策本部を設置すべき旨の通知が行われた事態（自動設置） ウ その他、<u>消防防災課長</u>が設置の必要があると認めた事態</p> <p>(2) 設置場所 緊急事態情報連絡室は、原則として<u>消防防災課</u>内に設置する。</p> <p>(3) 構成 緊急事態情報連絡室は、次の者で組織する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>消防防災課長</u> ・ <u>危機管理・報道課長</u> ・ 事態の状況に応じ、<u>消防防災課長</u>が情報収集や関係機関等との相互連絡が必要と認めた課及び現地機関の長 <p>緊急事態情報連絡室長は、<u>消防防災課長</u>をもって充てる。</p> <p>(4) 所掌事務（略）</p> <p>(5) 配備要員 緊急事態情報連絡室の要員として、<u>消防防災課長</u>、<u>危機管理・報道課長</u>、関係課長及び関係現地機関の長が、それぞれの所属職員の中から事態に応じて指名する者</p>	<p>(1) 設置基準 緊急事態情報連絡室は、次の場合に設置する。</p> <p>本県に対して、政府による県対策本部を設置すべき旨の通知が行われる前の段階であって、次に掲げる事態で、<u>危機管理防災課長</u>が必要と認める場合</p> <p>ア 武力攻撃等の兆候に関する情報があり、他の都道府県に被害が発生するおそれがある場合 イ 他の都道府県（九州・中国・四国地方の各県を除く）に対して、政府による国民保護対策本部を設置すべき旨の通知が行われた事態（自動設置） ウ その他、<u>危機管理防災課長</u>が設置の必要があると認めた事態</p> <p>(2) 設置場所 緊急事態情報連絡室は、原則として<u>危機管理防災課</u>内に設置する。</p> <p>(3) 構成 緊急事態情報連絡室は、次の者で組織する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>危機管理防災課長</u> ・ <u>報道課長</u> ・ 事態の状況に応じ、<u>危機管理防災課長</u>が情報収集や関係機関等との相互連絡が必要と認めた課及び現地機関の長 <p>緊急事態情報連絡室長は、<u>危機管理防災課長</u>をもって充てる。</p> <p>(4) 所掌事務（略）</p> <p>(5) 配備要員 緊急事態情報連絡室の要員として、<u>危機管理防災課長</u>、<u>報道課長</u>、関係課長及び関係現地機関の長が、それぞれの所属職員の中から事態に応じて指名する者</p>
<p>P3-3, 4 第3編 第1章 第1</p>	<p>2 緊急事態警戒本部の設置</p>	<p>(2) 設置場所 緊急事態警戒本部の事務局は、原則として<u>消防防災課</u>内に設置する。</p> <p>(3) 組織 緊急事態警戒本部は、次の者で組織する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 危機管理・報道局長 ・ <u>消防防災課長</u> ・ <u>危機管理・報道課長</u> ・ 広報広聴課長 ・ 事態の状況に応じ、危機管理・報道局長が必要と認めた課及び現地機関の長 <p>緊急事態警戒本部長は、危機管理・報道局長をもって充てる。</p>	<p>(2) 設置場所 緊急事態警戒本部の事務局は、原則として<u>危機管理防災課</u>内に設置する。</p> <p>(3) 組織 緊急事態警戒本部は、次の者で組織する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 危機管理・報道局長 ・ <u>危機管理防災課長</u> ・ <u>報道課長</u> ・ 広報広聴課長 ・ 事態の状況に応じ、危機管理・報道局長が必要と認めた課及び現地機関の長 <p>緊急事態警戒本部長は、危機管理・報道局長をもって充てる。</p>

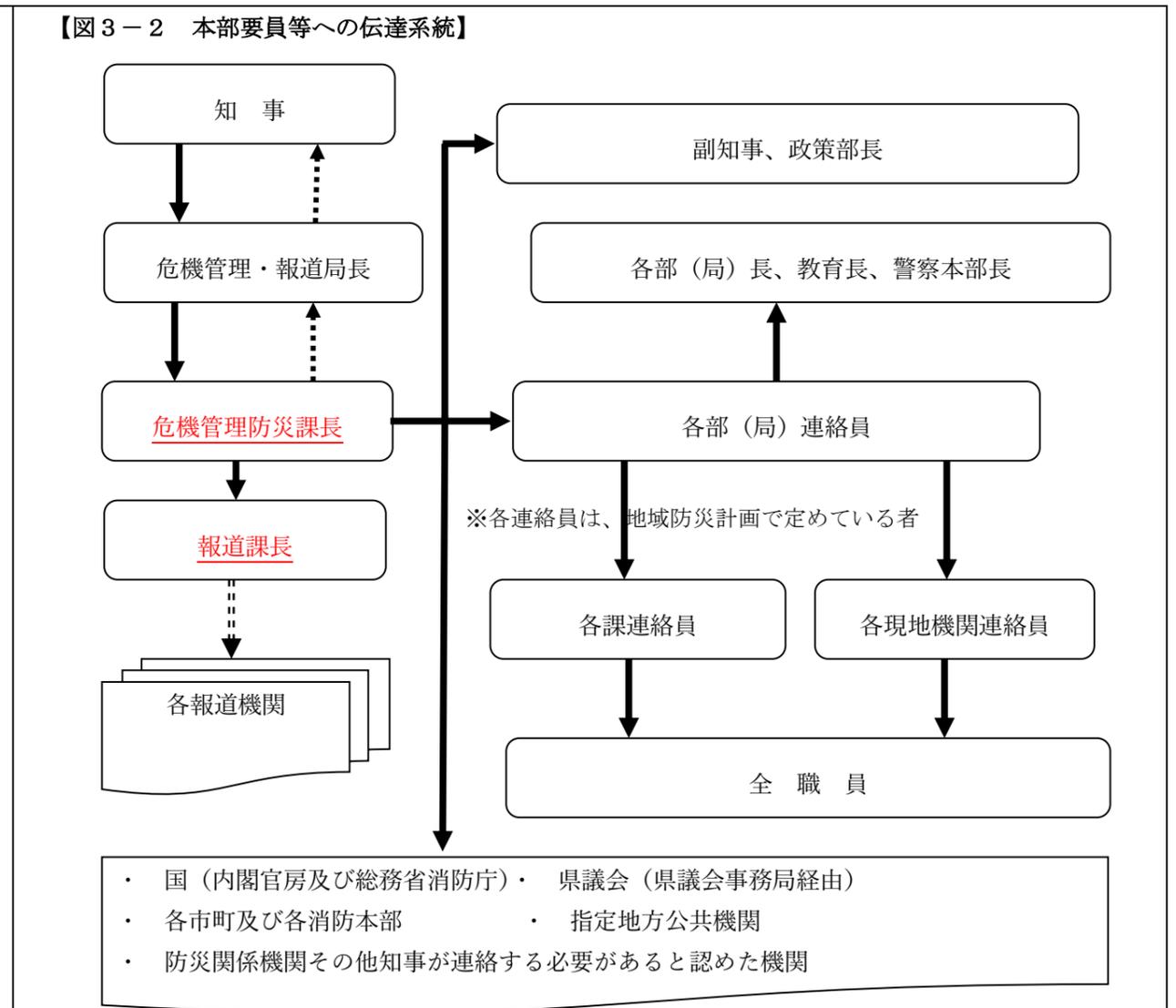
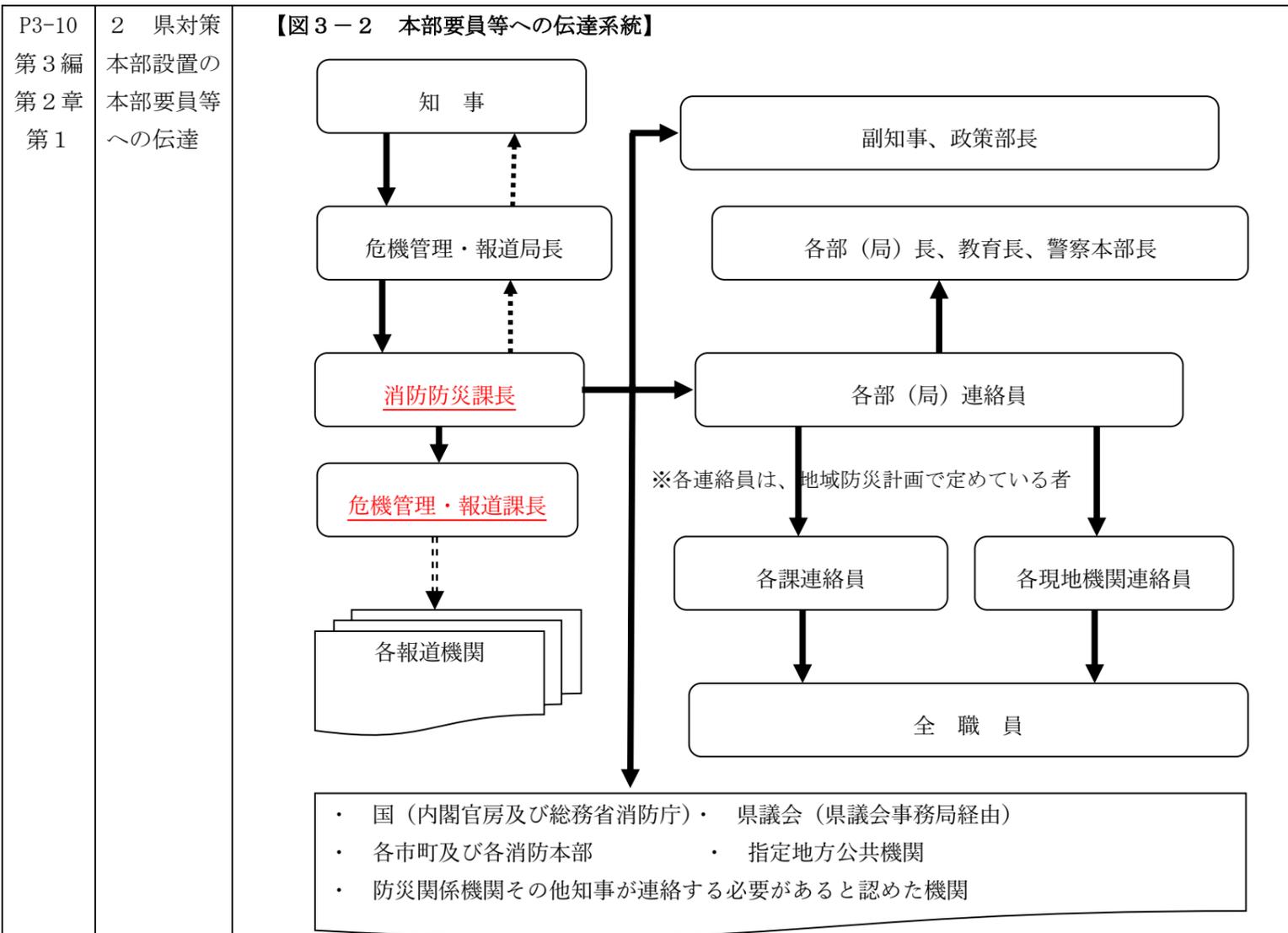
		<p>(4) 所掌事務 (略)</p> <p>(5) 配備要員 緊急事態警戒本部の要員として、<u>消防防災課長</u>、<u>危機管理・報道課長</u>、広報広聴課長、関係課長及び関係現地機関の長が、それぞれの所属職員の中から、事態に応じて指名する者</p>	<p>(4) 所掌事務 (略)</p> <p>(5) 配備要員 緊急事態警戒本部の要員として、<u>危機管理防災課長</u>、<u>報道課長</u>、広報広聴課長、関係課長及び関係現地機関の長が、それぞれの所属職員の中から、事態に応じて指名する者</p>
P3-5 第3編 第1章 第1	3 緊急事態対策本部の設置	<p>(2) 設置場所 緊急事態対策本部の事務局は、原則として<u>消防防災課</u>内に設置する。</p> <p>(3) 組織 (略)</p> <p>(4) 所掌事務</p> <p>(5) 配備要員 緊急事態対策本部の要員として、<u>消防防災課長</u>、<u>危機管理・報道課長</u>、広報広聴課長、関係課長及び関係現地機関の長が、それぞれの所属職員の中から、事態に応じて指名する者</p>	<p>(2) 設置場所 緊急事態対策本部の事務局は、原則として<u>危機管理防災課</u>内に設置する。</p> <p>(3) 組織 (略)</p> <p>(4) 所掌事務 (略)</p> <p>(5) 配備要員 緊急事態対策本部の要員として、<u>危機管理防災課長</u>、<u>報道課長</u>、広報広聴課長、関係課長及び関係現地機関の長が、それぞれの所属職員の中から、事態に応じて指名する者</p>

【図3-1 県の初動体制】



【図3-1 県の初動体制】





P3-11 第3編 第2章 第1

3 職員の参集配備

(1) 職員の参集配備
職員は、国民保護措置に従事するため、次により参集し、配備につく。

ア (略)

イ (略)

ただし、県対策本部員、課(室)長、消防防災課及び危機管理・報道課職員等の防災担当職員にあっては、業務としての国民保護措置につくため、(ア)及び(イ)の規定は、適用しない。

P3-11 第3編 第2章 第1

3 職員の参集配備

(1) 職員の参集配備
職員は、国民保護措置に従事するため、次により参集し、配備につく。

ア (略)

イ (略)

ただし、県対策本部員、課(室)長、危機管理防災課及び報道課職員等の防災担当職員にあっては、業務としての国民保護措置につくため、(ア)及び(イ)の規定は、適用しない。

【図3-3-2 各対策班の構成課等】

各対策班名	対策班長	対策副班長	構成課等
総括対策班	防災監	危機管理・報道局長	<u>政策課</u> <u>企画課</u> <u>消防防災課</u> ほか

【図3-3-2 各対策班の構成課等】

各対策班名	対策班長	対策副班長	構成課等
総括対策班	防災監	危機管理・報道局長	<u>政策チーム</u> <u>企画チーム</u> <u>危機管理防災課</u> ほか

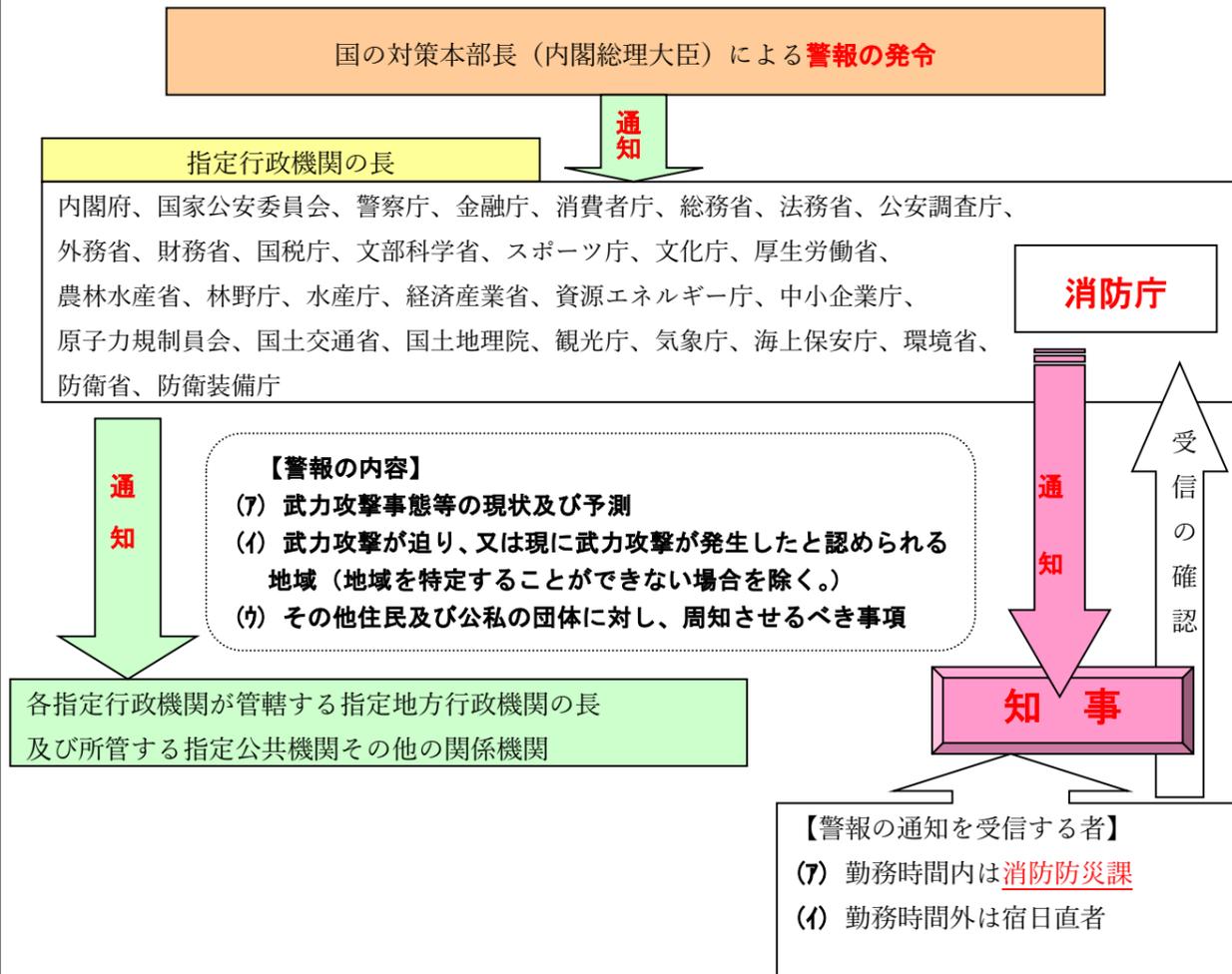
	情報通信対策班	情報統括監	<u>情報課長</u>	<u>情報課</u> <u>消防防災課</u> 資産活用課	情報通信対策班	情報統括監	<u>行政デジタル推進課長</u>	<u>行政デジタル推進課</u> <u>危機管理防災課</u> 資産活用課
	広報対策班	危機管理・報道局長	<u>危機管理・報道課長</u> 広報広聴課長	広報広聴課 <u>危機管理・報道課</u> 国際課	広報対策班	危機管理・報道局長	<u>報道課長</u> 広報広聴課長	広報広聴課 <u>報道課</u> 国際課
	被災者支援等対策班	政策部長	政策部副部長 広報広聴課長 <u>政策課長</u> 秘書課長	広報広聴課 ※必要に応じて関係課に対応を依頼及び要員参集 <u>消防防災課</u> 福祉課 <u>政策課</u> <u>情報課</u> 原子力安全対策課 新エネルギー産業課 生活衛生課 下水道課 災害救助法の救助の種類に応じた関係課（医務課、 <u>産業企画課</u> 、建築住宅課、学校教育課 ほか） 秘書課	被災者支援等対策班	政策部長	政策部副部長 広報広聴課長 <u>政策調整監</u> 秘書課長	広報広聴課 ※必要に応じて関係課に対応を依頼及び要員参集 <u>危機管理防災課</u> 福祉課 <u>政策チーム</u> <u>行政デジタル推進課</u> 原子力安全対策課 新エネルギー産業課 生活衛生課 下水道課 災害救助法の救助の種類に応じた関係課（医務課、 <u>産業政策課</u> 、建築住宅課、学校教育課 ほか） 秘書課
	組織支援対策班	総務部長	法務私学課長 人事課長 財政課長 資産活用課長 総務事務センター長 税政課長	法務私学課 人事課 （応援チームの構成は、人権・同和対策課、国民健康保険課、 <u>肥前さが幕末維新博事務局</u> 、ものづくり産業課、入札・検査センター、統計分析課、会計課、各種委員会事務局ほか国民保護対応業務を持たない本庁内の課・室及び対応可能な職員） 財政課 資産活用課 総務事務センター 税政課	組織支援対策班	総務部長	法務私学課長 人事課長 財政課長 資産活用課長 総務事務センター長 税政課長	法務私学課 人事課 （応援チームの構成は、人権・同和対策課、国民健康保険課、ものづくり産業課、入札・検査センター、統計分析課、会計課、各種委員会事務局ほか国民保護対応業務を持たない本庁内の課・室及び対応可能な職員） 財政課 資産活用課 総務事務センター 税政課
	地域交流対策班	地域交流部長	地域交流部副部長 市町支援課長 <u>新幹線・地域交通課長</u> 港湾課長 水産課長 <u>経営支援課長</u> 国際課長	さが創生推進課 市町支援課 <u>新幹線・地域交通課</u> 空港課 港湾課 <u>農山漁村課</u> 河川砂防課	地域交流対策班	地域交流部長	地域交流部副部長 市町支援課長 <u>交通政策課長</u> 港湾課長 水産課長 <u>産業政策課長</u> 国際課長	さが創生推進課 市町支援課 <u>交通政策課</u> 空港課 港湾課 <u>農山村課</u> 河川砂防課

			水産課 <u>経営支援課</u> 国際課				水産課 <u>産業政策課</u> 国際課
文化・スポーツ 対策班	文化・スポーツ交流局 長	文化・スポーツ交流局副 局長 観光課長	観光課 スポーツ課 文化課	文化・スポーツ 対策班	文化・スポーツ交流局 長	文化・スポーツ交流局副 局長 観光課長	観光課 スポーツ課 文化課
県民環境対策 班	県民環境部長	県民協働課長 くらしの安全安心課長 有明海再生・自然環境課 長 環境課長 循環型社会推進課長 まなび課長	県民協働課 くらしの安全安心課 有明海再生・自然環境課 環境課 循環型社会推進課 まなび課 ほか	県民環境対策 班	県民環境部長	県民協働課長 くらしの安全安心課長 有明海再生・自然環境課 長 環境課長 循環型社会推進課長 まなび課長	県民協働課 くらしの安全安心課 有明海再生・自然環境課 環境課 循環型社会推進課 まなび課 ほか
健康福祉対策 班	健康福祉部長	健康福祉部副部長 <u>福祉課長</u> 医務課長 障害福祉課長 <u>健康増進課長</u> 薬務課長	<u>福祉課</u> こども未来課 こども家庭課 長寿社会課 障害福祉課 医務課 <u>健康増進課</u> 薬務課 循環型社会推進課 生活衛生課 ほか	健康福祉対策 班	健康福祉部長 <u>(正)</u>	健康福祉部副部長 <u>健康福祉政策課長</u> 医務課長 障害福祉課長 <u>社会福祉課長</u> 薬務課長	<u>健康福祉政策課</u> こども未来課 こども家庭課 長寿社会課 障害福祉課 医務課 <u>社会福祉課</u> 薬務課 循環型社会推進課 生活衛生課 ほか
<u>男女参画・こども 対策班</u>	男女参画・こども局長	男女参画・こども局副局 長 男女参画・女性の活躍推 進課長	こども未来課 こども家庭課 男女参画・女性の活躍推進課		男女参画・こども局長 <u>(副)</u>	男女参画・こども局副局 長 男女参画・女性の活躍推 進課長	こども未来課 こども家庭課 男女参画・女性の活躍推進課
産業労働対策 班	産業労働部長	<u>産業企画課長</u> 企業立地課長 産業人材課長 <u>流通・通商課長</u> <u>経営支援課長</u>	<u>産業企画課</u> <u>危機管理・報道課</u> 福祉課 生活衛生課 <u>流通・通商課</u> <u>経営支援課</u> 企業立地課 産業人材課 ほか	産業労働対策 班	産業労働部長	<u>産業政策課長</u> 企業立地課長 産業人材課長 <u>流通・貿易課長</u> _____	<u>産業政策課</u> <u>報道課</u> 福祉課 生活衛生課 <u>流通・貿易課</u> 企業立地課 産業人材課 ほか
農林水産対策班	農林水産部長	農林水産部副部長 農政企画課長 生産者支援課長 <u>農産課長</u> <u>園芸課長</u>	農政企画課 生産者支援課 <u>農産課</u> <u>園芸課</u> 畜産課	農林水産対策班	農林水産部長	農林水産部副部長 農政企画課長 生産者支援課長 <u>農業経営課長</u> <u>園芸農産課長</u>	農政企画課 生産者支援課 <u>農業経営課</u> <u>園芸農産課</u> 畜産課

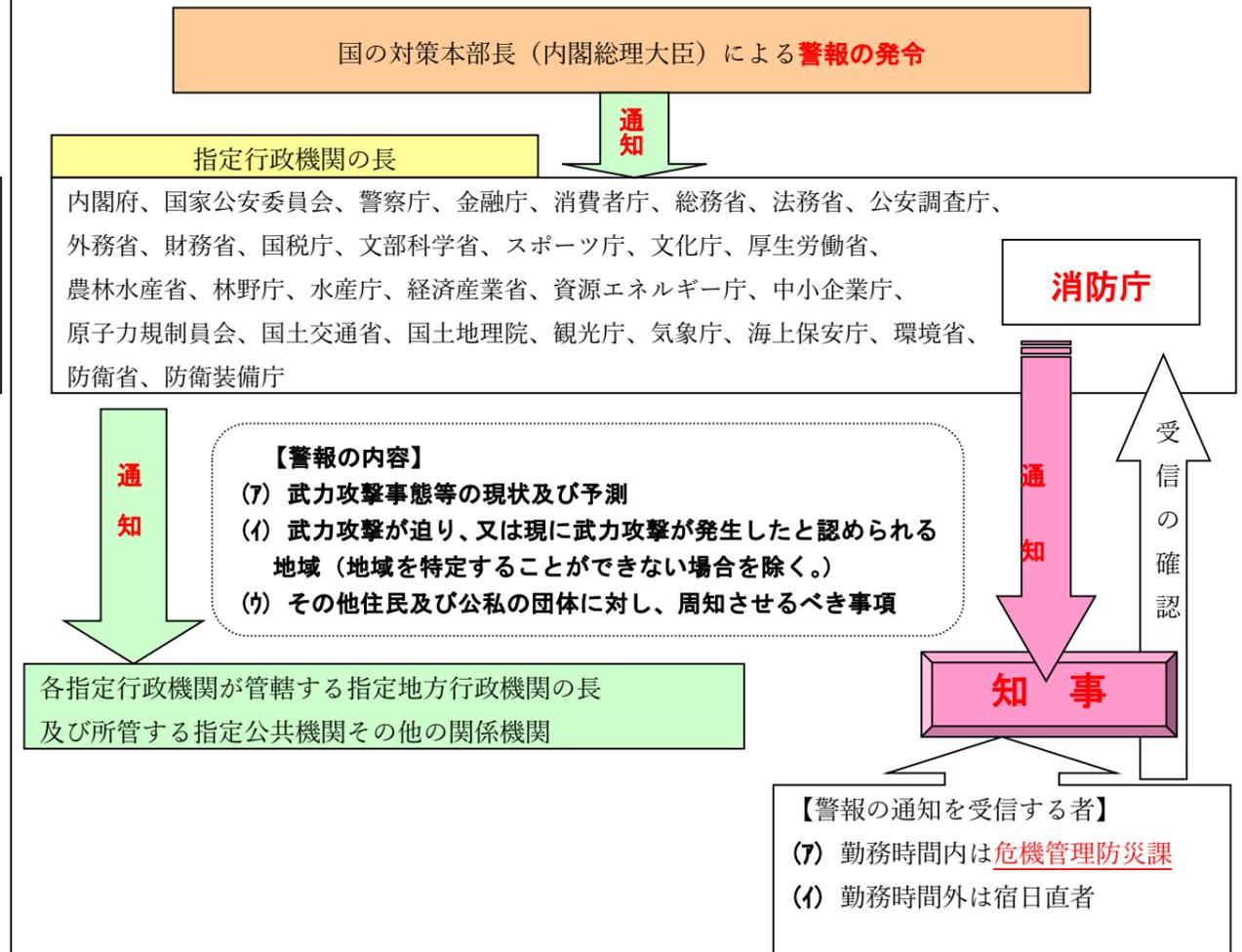
			畜産課長 水産課長 林業課長 森林整備課長	水産課 林業課 <u>農山漁村課</u> 農地整備課 森林整備課			畜産課長 水産課長 林業課長 森林整備課長	水産課 林業課 <u>農山村課</u> 農地整備課 森林整備課	
	県土整備対策班	県土整備部長	県土整備部副部長 県土企画課長 建築・技術課長 <u>都市計画課長</u> 下水道課長 河川砂防課長 道路課長	県土企画課 建設・技術課 <u>都市計画課</u> 下水道課 産業人材課 <u>土地対策課</u> 建築住宅課 資産活用課 教育総務課 河川砂防課 <u>農山漁村課</u> 港湾課 道路課 ほか		県土整備対策班	県土整備部長	県土整備部副部長 県土企画課長 建築・技術課長 <u>まちづくり課長</u> 下水道課長 河川砂防課長 道路課長	県土企画課 建設・技術課 <u>まちづくり課</u> 下水道課 産業人材課 <u>土地利活用課</u> 建築住宅課 資産活用課 教育総務課 河川砂防課 <u>農山村課</u> 港湾課 道路課 ほか

P3-30 第3編 第4章 第1	1 国の対策本部長の警報の発令及び通知等	<p>(2) 総務大臣（消防庁）からの警報の受信 総務大臣（消防庁）からの警報の通知は、次により受信するものとする。</p> <p>ア 警報が勤務時間内に通知された場合 総務大臣（消防庁）からの警報の通知は、<u>消防防災課</u>が受信するものとする。 受信した<u>消防防災課</u>は、総務大臣（消防庁）に受信確認を行うとともに、電子メールや電話等を通じ、直ちに警報の内容を知事、危機管理・報道局長及び関係職員に連絡する。</p> <p>イ 警報が勤務時間外に通知された場合 総務大臣（消防庁）からの警報の通知は、宿日直者が受信するものとする。 受信した宿日直者は、総務大臣（消防庁）に受信確認を行うとともに、電子メールや電話等を通じ、直ちに警報の内容を知事、危機管理・報道局長、<u>消防防災課長</u>及び関係職員に連絡する。</p>	<p>(2) 総務大臣（消防庁）からの警報の受信 総務大臣（消防庁）からの警報の通知は、次により受信するものとする。</p> <p>ア 警報が勤務時間内に通知された場合 総務大臣（消防庁）からの警報の通知は、<u>危機管理防災課</u>が受信するものとする。 受信した<u>危機管理防災課</u>は、総務大臣（消防庁）に受信確認を行うとともに、電子メールや電話等を通じ、直ちに警報の内容を知事、危機管理・報道局長及び関係職員に連絡する。</p> <p>イ 警報が勤務時間外に通知された場合 総務大臣（消防庁）からの警報の通知は、宿日直者が受信するものとする。 受信した宿日直者は、総務大臣（消防庁）に受信確認を行うとともに、電子メールや電話等を通じ、直ちに警報の内容を知事、危機管理・報道局長、<u>危機管理防災課長</u>及び関係職員に連絡する。</p>
---------------------------	----------------------	--	--

【図3-4 国の対策本部長による警報の通知経路（参考図）】



【図3-4 国の対策本部長による警報の通知経路（参考図）】



P3-37
 ~38
 第3編
 第4章
 第3
 知

(3) 総務大臣（消防庁）からの避難措置の指示の受信
 総務大臣（消防庁）からの避難措置の指示の通知は、警報の受信と同様に、次により受信するものとする。

ア 避難措置の指示が勤務時間内に通知された場合
 総務大臣（消防庁）からの避難措置の指示の通知は、**消防防災課**が受信するものとする。
 受信した**消防防災課**は、総務大臣（消防庁）に受信確認を行うとともに、電子メールや電話等を通じ、直ちに避難措置の指示の内容を知事、危機管理・報道局長及び関係職員に連絡する。

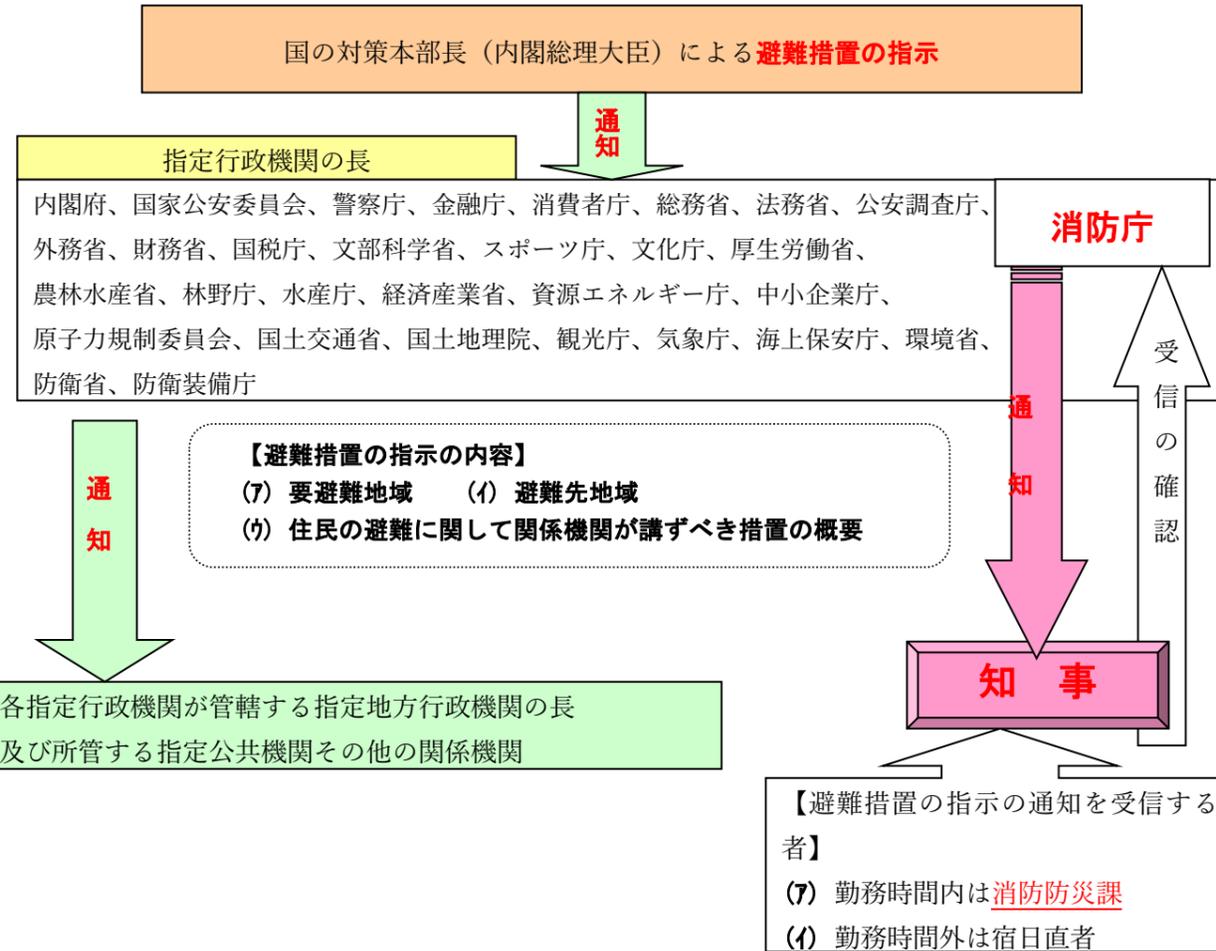
イ 避難措置の指示が勤務時間外に通知された場合
 総務大臣（消防庁）からの避難措置の指示の通知は、宿日直者が受信するものとする。
 受信した宿日直者は、総務大臣（消防庁）に受信確認を行うとともに、電子メールや電話等を通じ、直ちに避難措置の指示の内容を知事、危機管理・報道局長、**消防防災課長**及び関係職員に連絡する。

(3) 総務大臣（消防庁）からの避難措置の指示の受信
 総務大臣（消防庁）からの避難措置の指示の通知は、警報の受信と同様に、次により受信するものとする。

ア 避難措置の指示が勤務時間内に通知された場合
 総務大臣（消防庁）からの避難措置の指示の通知は、**危機管理防災課**が受信するものとする。
 受信した**危機管理防災課**は、総務大臣（消防庁）に受信確認を行うとともに、電子メールや電話等を通じ、直ちに避難措置の指示の内容を知事、危機管理・報道局長及び関係職員に連絡する。

イ 避難措置の指示が勤務時間外に通知された場合
 総務大臣（消防庁）からの避難措置の指示の通知は、宿日直者が受信するものとする。
 受信した宿日直者は、総務大臣（消防庁）に受信確認を行うとともに、電子メールや電話等を通じ、直ちに避難措置の指示の内容を知事、危機管理・報道局長、**危機管理防災課長**及び関係職員に連絡する。

【図3-6 国の対策本部長による避難措置の指示の通知経路（参考図）】



【図3-6 国の対策本部長による避難措置の指示の通知経路（参考図）】

